令和９年度予算編成方針

１　日本経済の状況と国の予算編成

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2026」において、物価・賃金上昇を的確に反映し、経済の成長力強化と財政の持続可能性を両立する予算編成へ転換する方針を示している。地方の一般財源総額については、令和８年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方向が示されている。

また、人口減少等の課題を克服し、強い地域経済と持続可能な地域社会を構築するため、「地域未来戦略」の推進、防災・減災等に取り組むこととしている。地方公共団体においても、国の予算編成、地方財政対策、税制改正及び各種補助制度の動向を的確に把握し、適切に対応する必要がある。

２　本市の財政状況と今後の見込み

本市の財政状況は、人口減少と少子高齢化が進行する中、市税等の自主財源の大幅な伸びを見込みにくい一方、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費が高い水準で推移しており、財政構造の硬直化が懸念される状況にある。令和７年度普通会計決算においては、経常収支比率が 94.5%と依然として高い水準にあり、新たな行政需要に対応するための財政的な余力は乏しい状況にある。

また、ふるさと納税基金をはじめとする各種基金の取崩しにより財源を確保する中、財政調整基金残高は年々減少し、令和７年度末時点では県内市町村の中でも低位の状況にある。令和８年度においても各事業の推進に当たり財政調整基金を活用していることから、基金残高はさらなる減少が見込まれるほか、市債残高についても増加傾向にあり、今後はこれまでのような予算編成を継続することが難しい状況にある。恒常的な収支不足を基金の取崩しにより補う財政運営は持続困難であることから、一定の基金残高を確保し、中長期的な財政の安定性を維持する必要がある。

このため、令和９年度予算編成においては、「中期財政収支見通し」及び「串間市財政健全化アクションプラン（以下「アクションプラン」という。）」を踏まえ、「財源不足の解消」、「財政調整基金の積増」、「市債残高の縮減」及び「健全化判断比率の改善」の４つの取組を柱として、財政健全化に重点的に取り組むこととする。

令和９年度の歳入は、市税収入の逓減が見込まれ、物価高騰等の影響や人口減少等により先行きが不透明な状況が続くと見込まれる。また、令和９年度の地方交付税については、総務省の概算要求によると約 21.1 兆円と前年度から約 4.3%増の見込みであるが、今後の地方財政計画等の動向を注視していく必要がある。

一方、歳出では、増加を続ける社会保障関係経費や老朽化した公共施設の改修費等に加え、人口減少対策をはじめとする「第六次串間市長期総合計画」に基づく施策の推進や物価高騰等への対応も引き続き求められており、財政運営は極めて危機的な状況に直面している。

３　予算編成の基本的な考え方

令和９年度においては、物価・賃金上昇や金利動向による市民生活及び市財政への影響を十分に踏まえつつ、「第六次串間市長期総合計画」に基づく施策の着実な推進による人口減少への対応、市民の安全・安心の確保及び地域経済の活性化が求められている。

しかしながら、限られた財源の中で健全かつ持続可能な財政運営を確保するためには、「入るを量りて出ずるを制す」の財政規律を守る強い姿勢が不可欠である。

したがって、財政健全化を最優先課題に位置付けて取組を一層強化し、将来に向けて持続可能な財政運営を行うため、アクションプランに基づき歳入規模に見合った歳出予算の編成を基本とし、歳入の確保に最大限努めるとともに、全ての事業について目的・必要性・効果を厳格に再検証し、休止・廃止・縮小を前提とした事業の選別と見直しを行うこととする。

令和９年度の当初予算編成に当たっては、一般財源の枠配分を適切に設定する。また、優先順位の明確化と財源の重点配分を通じて、選択と集中及びマイナスシーリングの設定による財政の最適化を図る。

なお、本方針に記載のない事項についても、アクションプランに定める取組を徹底し、その趣旨に沿って予算編成を行うこととする。

第１　第六次串間市長期総合計画に基づく予算編成

事業の見直し、構築については、次の事項を踏まえた上で、「第六次串間市長期総合計画」に基づいた取組を検討すること。

（１）全ての施策は、人口の「自然減の抑制」と「社会増」を目指すことを基本とする。なお、公民連携（PPP/PFI）、広域連携、DX 及び生成 AI 等の活用の視点を持ち、必要最小限の予算とする。

（２）政策的事業は、行政評価委員会におけるヒアリングや審査を通じて選定された事業のみを対象とする。

第２　歳入に関する事項

１　収入未済額を含めた市税滞納の縮減に向け、滞納者への積極的な働きかけや差押物品の売却等による回収を進め、収納率の向上による税収等の確保に努めるとともに、貸付金等の債権管理の適正化を図ること。

２　使用料及び手数料については、受益者負担の原則及び市民負担の公平性の観点から、適正な収入見込額を計上すること。また、管理運営費や他自治体の状況等を踏まえ、料金改定に向け年度内の見直しを行うこと。

３　ふるさと納税は、恒久的な財源としては不透明であり、継続的な政策の展開は難しいという現状である。しかしながら、本市の重要な財源となっていることから、本市の特色を活かした返礼品の強化、寄附金の増に向けた取組及び企業版ふるさと納税の推進により、寄附額の確保に努めること。

４　未利用財産については、公共施設等の売却・貸付を行うほか、不要となった備品の売却をするなど、財源確保に努めること。

５　国・県の補助事業その他の助成制度は、情報収集に努め積極的に活用すること。ただし、一般財源が恒常的または多大に必要となる場合は、事業実施自体を見直すこと。

６　新たな国・県補助金等の活用、広告収入の確保（広告料、バナー広告の検討等）、クラウドファンディングなどの活用による税外収入の確保に努めること。

７　分担金及び負担金については、事業の目的、受益の限度を十分検討し、負担割合の適正化を図るとともに、適正な収入の計上に努めること。

８　市債については、新規発行を抑制（原則、元金償還額以下）するとともに、交付税措置のある有利な市債の活用を検討すること。

第３　歳出に関する事項

１　各経費の一般財源基準額等は、次のとおりとする。

（１）政策的経費

令和８年度当初予算額の 80%以内とし、当該枠を厳格に遵守するものとする。なお、市民生活に影響を及ぼす事業を縮小し、又は廃止する場合は、受益者その他の関係者に対し、その必要性、具体的な内容及び影響について、理解が得られるよう丁寧かつ十分な説明を行い、説明責任を確実に果たすこと。

（２）経常的経費

令和９年度要求基準額（別途通知）の範囲内とする。また、政策的な判断を要する経費を経常的経費として要求しないこと。

（３）臨時的経費

令和９年度要求基準額（別途通知）の範囲内とする。また、政策的な判断を要する経費を臨時的経費として要求しないこと。

２　新規事業の導入は原則認めない。ただし、一般財源を伴わないもの、または市として真に必要と認められる事業については除くものとする。

３　扶助費については、制度の持続可能性と財政健全化の観点から、市費単独事業の見直しを行うこと。

4　補助金及び交付金については、公益性、費用対効果、行政と民間の役割分担、他制度との重複等を精査し、目的を達成したもの、終期を迎えるもの、長期間固定化しているもの及び効果の薄いものは、交付先団体と十分調整の上、原則として休止・廃止・縮小を行うこと。

5　公共施設及びインフラ施設については、「串間市公共施設等総合管理計画」及び「串間市公共施設等個別施設計画」との整合を図り、次のとおり取り扱うこと。

（1）新規の公共施設及びインフラ施設整備は、原則認めない。ただし、災害対応又は老朽化により危険性が高いものについては、統廃合・複合化等を検討した上で、必要最小限の範囲で対応するものとする。

（2）既存施設の維持補修については、長寿命化及び予防保全による計画的な実施を基本とし、大規模修繕等の工事費の平準化を図ること。

（3）所管する施設については、その効用を十分に検証し、必要性と維持管理コストを照らし合わせた上で、休廃止・除却及び目的や所管課等を超えた統廃合を含めて検討すること。

6　窓口機能や事務事業の見直し等により業務量の縮減を図り、減員となったとしても持続的に業務を遂行できる体制を構築し、会計年度任用職員の配置による対応を安易に想定することなく、人員の適正化及び人件費の抑制に努めること。

7　事務的経費に関しては、業務フローの見直しやペーパーレス化を行い、歳出抑制に努めること。

8　各課等の長は、厳しい財政状況を踏まえ課内の予算調整を行い、担当職員が主体的に事業の見直しに取り組めるよう、積極的なマネジメントを行うこと。

9　「財源があることで事業が実施できる」ことを認識し、選択と集中の観点から行政評価を活用して事業の縮減を図るとともに、過大な積算や不要な経費がないよう十分に精査すること。

10　市議会及び監査委員から指摘のあった事項については、公益上の必要性や財源等を客観的かつ中立的に判断した上で適切に対応すること。

11　工事請負費及び委託料の積算に当たっては、「令和８年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」を踏まえ、物価・賃金上昇分を適切に反映すること。その際は、見積書、契約実績、物価指数等の客観的な根拠を示すとともに、過去の決算額及び執行率を踏まえ、多額の執行残や安易な流用が生じないよう適正に見積もること。

12　当初予算で見込めるものは当初予算に計上し、年度途中の補正予算は、制度改正、災害復旧その他緊急又は真にやむを得ないものに限る。なお、国が補正予算を編成する場合の対応方針は、別途通知する。

13　システムの導入及び更新は、事前に情報担当課と協議し、必要性について検討の上、要求すること。

第４　特別会計及び公営企業会計等に関する事項

１　特別会計については、繰出基準に基づき一般会計が負担すべきとされている経費の範囲内とする。また、独立採算が原則であることを念頭に、一般会計に準じて措置するものとする。特に、使用料を主な財源とする会計は、加入促進や使用料の見直し等により財源確保に努めるものとする。

２　公営企業会計については、独立採算に基づき、原則基準内の繰出とする。経営の現状及び今後の見通しを徹底して検討し、経営の健全化を推進するものとする。

３　財政健全化法の趣旨を踏まえ、特別会計、公営企業会計等を含む範囲を対象として健全化判断比率を検証することとなっていることから、それらの財政状況等について、十分に留意するものとする。

４　病院事業会計については、累積赤字の解消に向けて、「串間市民病院経営健全化計画」に基づき引き続き経営の健全化を図るものとする。

５　使用料等の改定について、受益者負担の原則及び市民負担の公平性の観点から、管理運営費や他自治体の状況等を踏まえ、料金改定に向け年度内の見直しを行うこと。

６　市の関連団体等については、経営の合理化と健全経営を要請し、安易に市の財政援助を期待することのないよう、関係課等において十分指導するものとする。

用語ガイド

1.PPP・・・公共事業を民間と一緒に進める方法。

2.PFI・・・民間が資金・技術を出して公共施設を作り、運営もする方式

3.DX・・・デジタル技術全般で業務やサービスを変革すること